

公的年金等の収入が400万円以下の場合の『確定申告不要制度』により、平成23年分の確定申告をされなかつた方へ

## ～市・県民税の申告が必要な場合があります～

平成23年度税制改正により、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の『確定申告』をする必要がなくなりました。

この制度により平成23年分の確定申告をされなかつた方のうち、市・県民税が課税になる方で、さらに生命保険料控除や地震保険料控除、医療費控除などの追加の控除がある方は、『市・県民税申告』をする必要があります。

市内各所での特設の市・県民税の申告受付は3月2日（金）で終了いたしましたが、該当される方は3月5日（月）から15日（木）までに、**市役所税務課**にて市・県民税の申告をしていただきますようお願ひいたします。

※ 医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告をされた方は、市・県民税の申告は不要です。

※ 年金から国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料がすべて天引きされていて、生命保険料控除などの他の控除がない方は、市・県民税の申告は不要です。

桶川市総務部税務課市民税グループ

☎ 786-3211(代)

◆申告の要否については、裏面にて確認できます。

## ◆ 市・県民税、確定申告の申告要否の確認表 ◆



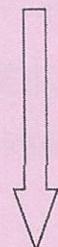
公的年金等の収入は400万円以下ですか？



はい

いいえ

公的年金等以外に申告する所得がない。



はい



いいえ

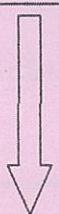
公的年金等以外の申告する所得は  
20万円以下である。



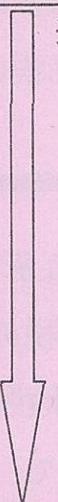
はい

いいえ

所得税の納税額はありますか？ 還付になりますか？

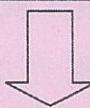


納付

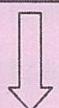


還付

年金天引き以外の社会保険料または生命保険料控除や地震保険料控除、医療費控除等の追加の控除がある。



はい



いいえ

市・県民税の申告  
が必要です。

申告の必要は  
ありません。

所得税の確定申告が必要です。